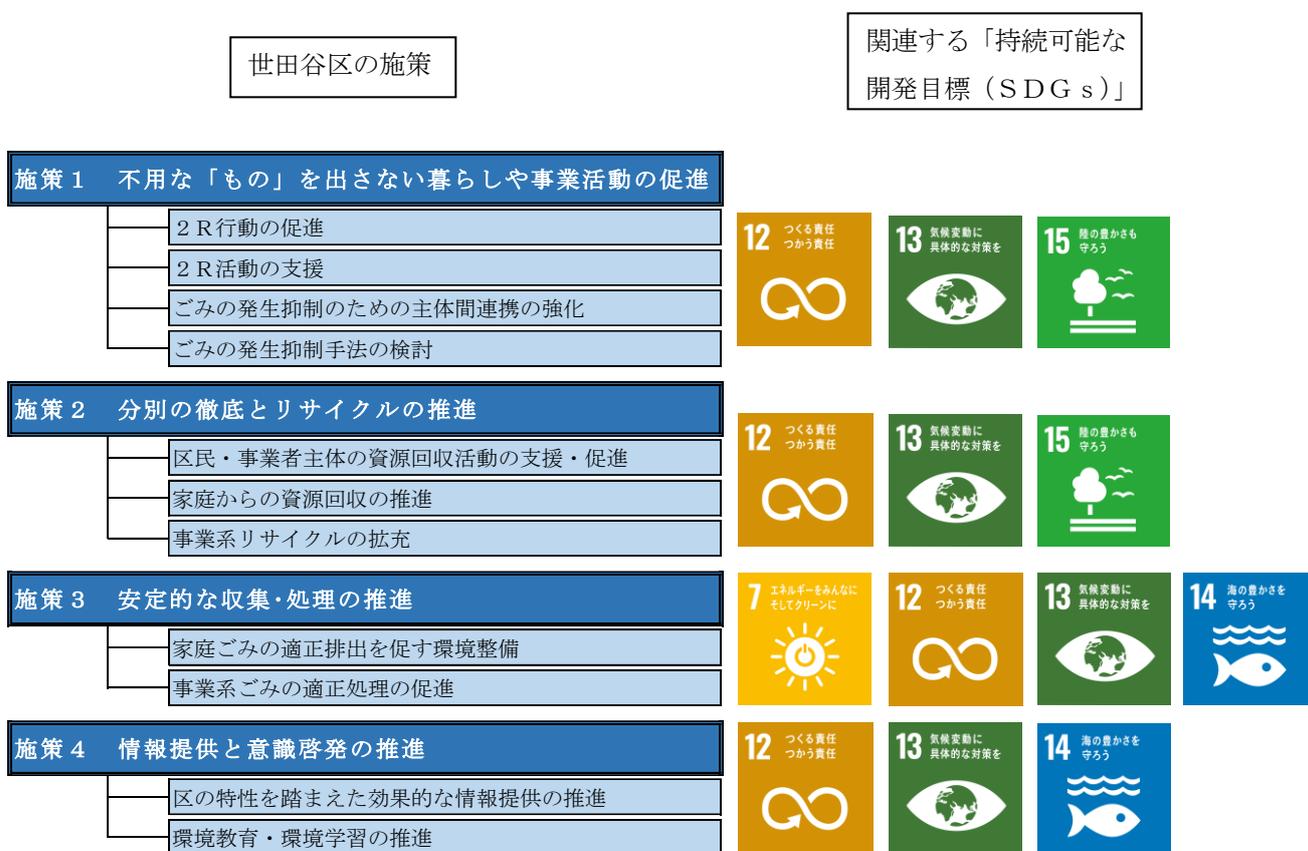


第 1 章 清掃・リサイクル事業の運営方針

世田谷区では、平成 12 年 4 月の都区制度改革による東京都からの清掃事業の移管を受け、ごみの減量を重要な課題として位置付け、重点的に取り組むとともに、移管前から区が取り組んできたリサイクル事業のより一層の推進を図ってきました。

その結果、令和 4 年度には区移管前の平成 11 年度と比較して、区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は約 4.1%の減量となり、リサイクル率は約 2.9 倍となる成果をあげています。

引き続き区では、ごみの発生・排出抑制に重心を置き、以下の施策を積極的に推進することで健康で快適な生活を次世代に引き継ぐことができる「環境に配慮した持続可能な社会」の実現をめざします。



「環境に配慮した持続可能な社会」とは、

区民・事業者が主体となって、「もの」とのつきあい方を見直し、環境に配慮した暮らしや事業活動へと転換し、不用となった「もの」は循環させ、それでもなお排出されるごみは適正に取り扱う社会です。

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、

2015 年 9 月の国連サミットで採択された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17 の目標と 169 の標的から構成されており、地球上のすべての人の人権を保障することなどを理念に、先進国と途上国が一丸となって取り組む目標となっております。

1 世田谷区基本計画

(平成26年度/2014年度～令和5年度/2023年度)

平成25年9月に区議会で議決された今後20年の世田谷区の公共的指針となる世田谷区基本構想を踏まえて策定された「世田谷区基本計画」は、平成26年度(2014年度)から令和5年度(2023年度)までの10年間に重点的に取り組む施策の方向性を明らかにした区政運営の基本指針であり、区の最上位の行政計画です。

本計画は、主に「6つの重点政策」、「分野別政策」、「5地域の地域計画」、「実現の方策」で構成されており、清掃・リサイクル事業については、分野別政策「快適で暮らしやすい生活環境の創造」の中に含まれています。

■快適で暮らしやすい生活環境の創造

【現状・課題等】

- ・東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により、エネルギーをとりまく状況は大きく変わり、節電や省エネルギーのライフスタイルへの転換が求められています。区では「自然エネルギーをたくみに使うまち」を幅広く区民に呼びかけ「地産地消」と「地域間連携」を実施する環境都市が求められています。
- ・地球温暖化等の環境問題が生じ、環境に対する負荷が大きい大量生産、大量消費の社会経済システムから循環型社会への移行が求められています。温暖化の主たる原因である二酸化炭素の区における排出量(平成22年度/2010年度)は、平成2年度(1990年度)と比べ、12.6%増加し、民生家庭部門と民生業務部門の増加が主な原因となっています。
- ・良好な環境を将来の世代に引き継ぎ、持続可能な社会を形成していくため、単なる物質的な豊かさや利便性を追求するのではなく、環境に負荷をかけない社会に移行していくことが必要であり、ライフスタイルそのものの転換を区民一人ひとりに働きかけていくことが必要です。
- ・省資源・省エネルギーの一層の推進は、持続可能な社会の形成に不可欠であり、区民一人ひとりが、ごみの発生・排出抑制に目を向け、不要なものを持たない、ものを大切に暮らす方に転換していくことが必要です。
- ・世田谷らしい、自然環境や良好な住環境を次世代に引き継いでいくために、きれいな空気・水・土を確保し、騒音や振動を減らし、快適に暮らすための生活環境を確保していくことが必要です。

【取組み事業の内容】**(1) 環境に配慮したライフスタイルへの転換**

「小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷」の実現に向け、継続的な省資源・省エネルギー、二酸化炭素の削減に向けた行動の啓発を図るとともに、環境教育・環境学習を推進します。併せて、一人ひとりの区民、事業者それぞれが環境に配慮した行動の実践を図ります。また、令和2年度（2020年度）の区全体のエネルギー使用量を震災前の平成22年度（2010年度）比で15%以上削減します。

(2) 自然の恵みを活かしたエネルギー利用の促進

自然エネルギーを有効に活用し、持続可能な地域社会を築くために、区民や事業所の再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、エネルギーの地産地消費、交流自治体等との地域間で連携したエネルギーの活用に取り組み、「小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷」の実現をめざします。

(3) ごみ減量と循環型社会の形成

健康で快適な生活を次世代に引き継ぐことができる「環境に配慮した持続可能な社会」をめざし、ごみの発生を抑え、資源の有効活用を推進します。そのため、暮らしや活動におけるもの全体の流れを見据えて、ごみそのものの減量に重心をシフトしつつ、3R（発生抑制「リデュース」・再使用「リユース」・再生利用「リサイクル」）の考えのもと、区民1人1日あたりのごみ排出量540g以下をめざし、広く区民に呼びかけながら、計画的に取り組みます。

(4) 快適で安らぎのある生活環境の維持・確保

快適で安らぎのある生活環境を確保するため、環境美化の推進や、大気や水質の汚染を防止するための環境監視の取組み、都市生活型公害の抑制に努めます。

(5) エコ区役所の実現と環境に配慮した公共施設整備

公共施設における省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、緑化を進めるとともに、環境マネジメントシステム等の環境配慮の取組みを推進し、率先して環境負荷の低減に取り組みます。

(6) 災害時に不可欠なエネルギーの確保

ライフラインが使用不能な場合でも、災害対策拠点において災害活動に必要な不可欠な水や電源の確保、し尿処理について検討し推進します。

2 世田谷区未来つながるプラン2022-2023（実施計画）

（令和4年度/2022年度～令和5年度/2023年度）

「世田谷区未来つながるプラン2022-2023（実施計画）」は、現在の政策方針を踏まえながらも、これまでの実施計画の継続ではなく、コロナ禍により大きく変化する社会状況を踏まえ、次期基本計画につながる計画として策定されました。

本計画では、4つの政策の柱を設けており、清掃・リサイクル事業の取り組みは、政策の柱4の施策18「循環型社会形成に向けた3Rの取り組みの推進」に示されています。

■目指す姿

発生抑制と再使用を中心に再生利用も含めた3Rについて、区民・事業者の意識醸成・行動促進を図り、ごみ減量と資源化の取り組みを進め、環境に配慮した持続可能な社会の実現、SDGsの目標達成を目指します。

■施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性	
18-1	食品廃棄物（生ごみ）削減の推進（食品ロスの削減）	家庭から排出される可燃ごみの約3割を占める生ごみについて、特に食品ロスの削減を進めることにより減量を図ります。なお、削減にあたっては、発生抑制を第一として取り組み、それでもなお発生するものについて再使用や再生利用を促進します。また、食品ロスを含む生ごみの減量化は、一般廃棄物処理基本計画で取り組むごみ減量にも直接つながる取り組みであり、区民に身近な食品ロス、生ごみ削減に対する意識・行動の変化を促すことにより、廃棄物全体の削減にもつなげ、環境に配慮した持続可能な社会の実現を目指します。	
18-2	廃棄物削減に向けたリユース（再使用）・リサイクルの推進	ものをすぐに捨てて買い替えるのではなく、長く使い続ける、手を加えてより長く使うなど、リユース意識の醸成と行動促進に加え、粗大ごみのリユースの拡充などの調査検討や試行等を行います。また、家庭からの廃棄物の資源化を推進します。	
18-3	事業者主体の3R活動の促進	再利用計画書の作成義務がある大規模事業所などが自主的に廃棄物の削減に取り組めるよう、事業者の取り組み事例に関する情報収集及び好事例の紹介などの環境づくりを支援します。	
事業費見込み		令和4年度 40,626千円	令和5年度 59,941千円

■施策を構成する事業

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
18-1	家庭系食品廃棄物 (生ごみ) 削減量	—	1,395t	1,353t	2,748t
18-2 ①	資源回収量	47,828t (令和2年度)	51,224t	52,753t	103,977t
18-2 ②	資源回収品目数(累計)	19品目 (令和3年12月 時点)	20品目	21品目	21品目 (累計)
18-3 ①	廃棄物管理責任者講習会やごみ減量セミナーへの参加者数	227人 (令和3年度)	300人	500人	800人
18-3 ②	エコフレンドリーショップ新規登録店舗数	5店舗 (令和2年度)	10店舗	10店舗	20店舗

■成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
18-1	家庭系食品ロス排出量(5年平均)	10,165t (令和元年度) ※1	9,564t
18-2	区民1人1日あたりのごみ排出量	550g/人・日 (令和2年度)	498g/人・日
18-3	事業系ごみ排出量	47,005t (令和元年度) ※2	42,305t

※1:18-1の「家庭系食品ロス排出量」は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の家庭ごみの組成分析調査を実施できなかったことから、令和元年度の実績を掲載した。

※2:18-3の「事業系ごみ排出量」は、新型コロナウイルス感染症の影響による倒産や営業自粛、テレワークによるオフィス系紙ごみの減少により、令和2年度の事業系ごみ排出量が39,327tと飛躍的に減少したことから、令和元年度実績を掲載した。

3 世田谷区環境基本計画（後期）

（令和2年度／2020年度～令和6年度／2024年度）

世田谷区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、世田谷区環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、環境の保全等に関する目標や方針等を定めるものです。

本計画は、区が定める「世田谷区基本計画」や「地球温暖化対策地域推進計画」等の行政計画のほか「一般廃棄物処理基本計画」とも補完・連携し合うものとして位置付けられています。

平成8年（1996年）に環境基本計画を策定して以来、平成12年（2000年）、平成17年（2005年）、平成22年（2010年）、平成27年（2015年）と、その時々における社会状況や世田谷区を取り巻く環境の変化などに応じて、計画を見直し施策を展開してきました。平成27年（2015年）策定の環境基本計画は計画期間を10年間（平成27年度（2015年度）～令和6年度（2024年度））としていますが、世田谷区を取り巻く社会状況に対応していくとともに、「世田谷区のめざす環境像」や「基本目標」の実現に向けて、関連計画との一層の連携強化を図るため、環境基本計画を見直し、新たに「世田谷区環境基本計画（後期）」を策定しました。

■世田谷区のめざす環境像

「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」

■環境像の指標（環境像の達成目安）

みどり率※ 33%

エネルギー消費量 17.5%削減（平成25年度（2013年度）比）

再生可能エネルギーを利用している区民の割合 25%

環境配慮行動をしている区民の割合 100%

※目標は令和14年（2032年）まで

■環境の保全等に関する目標

基本目標1【自然】みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

基本目標2【エネルギー】脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

基本目標3【ライフスタイル】環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

基本目標4【地域社会】地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります

基本目標5【生活環境】快適で暮らしやすい生活環境を確保します

■環境行動指針

世田谷区環境基本条例第8条に基づく、「環境行動指針」は環境の保全等に関する目標の実現のため、区、区民及び事業者が、環境の保全等に関して配慮すべき事項を定めるもので、本計画に包括しています。

■清掃・リサイクル事業との関連

～環境の保全等に関する目標～

「基本目標3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します」

ごみの発生抑制と再使用の2R（発生抑制「リデュース」・再使用「リユース」）の取組みを行ったうえで、資源の有効活用を推進し、資源循環による環境に配慮した持続可能な社会の実現をめざします。

◇方針3-3 ごみの発生抑制と資源の有効活用を推進します

環境に配慮した持続可能な社会の実現のため、2R行動を一層促進することが必要です。

そのため、区民1人1日当たりのごみの排出量を482gにすることを目標に区民・事業者主体の2Rの取組みを促進し、ごみになるものそのものを減らします。それでも発生してしまうごみについては分別を徹底し、適正なリサイクルにより、資源を有効活用していきます。

◇施策

① 不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進

3Rのうち優先順位が高い、2Rの取組みを推進するため、生産・流通・消費に関わる区民・事業者が不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動への転換を促します。また、小売店等における環境的な取組みを支援することなどにより、マイバッグ利用やプラスチック包装の少ない商品の導入・選択などを促進し、近年問題となっている使い捨てプラスチックについても、削減をめざします。

さらに、「世田谷区2R推進会議」での普及啓発活動をはじめ、資源再利用活動の取組みへの支援などを通じて、区民との協働を進めます。

② 分別の徹底とリサイクルの推進

2Rの取組みを行ってもなお排出される不用な「もの」について、限りある天然資源を循環させるため、収集日や分別方法を掲載した「資源・ごみの収集カレンダー」の全戸配布や、登録者に収集日をメールで知らせる「資源・ごみ収集日お知らせメール」を配信するなど、ごみの分別に関する情報を発信し、分別と排出のルールを徹底することで、リサイクル可能な資源を有効活用します。

また、区民・事業者に対する資源やごみの分別徹底を呼びかけるとともに、効率的かつ安定的な収集やリサイクルを含めた円滑な処理体制を継続していきます。

可燃ごみとして出されるプラスチックについては、現状のサーマルリサイクル（清掃工場で焼却して発電）を当面は継続しながら、より環境負荷の少ない手法について外部の知見も加えて調査・研究し、将来の一般廃棄物の処理処分・リサイクルに関するルールのあり方に関し、コストに見合った環境負荷低減効果も含め検討していきます。

③区民主体で行う資源回収への支援と情報発信の実施

区民が主体となって行う資源回収（集団回収）への支援を実施するとともに、地域で行う古着古布回収の情報を広く発信し、行政によらない資源のリサイクルを促進します。

④食品ロスの削減

各種イベント等の様々な機会を積極的に利用し、「フードドライブ」や「3010（さんまるいちまる）運動」に関する啓発活動に努めることで、食品ロスの削減に努めます。

⑤緑化廃棄物の有効活用

世田谷みどり33の施策等による緑化の推進に伴い、剪定枝等の廃棄物も増加が見込まれています。これらの剪定枝を資源として有効活用するため、他市町村の再生資源化施設に運搬できるよう他自治体と事前協議のうえ、資源化ルートを整え造園業者等事業者の運搬先を清掃工場から再生資源化施設へと誘導し、剪定枝の資源化を促進します。

4 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画

(令和5年度／2023年度～令和12年度／2030年度)

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項に基づき、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を実施するための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定するものです。

また、「気候変動適応法」第12条に基づき、区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための「地域気候変動適応計画」を兼ねる計画として策定します。

計画内に示す地球温暖化対策に、区民・事業者・区が、それぞれの役割を認識し、連携・協働・共創しながら取り組むことによって、世田谷区から排出される温室効果ガスの削減と気候変動への適応を進めていくことを目的とします。

■世田谷区のめざす将来像

～小さなエネルギーとまちのみどりで豊かに暮らす～
持続可能な未来につなげるまち せたがや

■削減目標

長期目標：2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ

中期目標：①温室効果ガス排出量（7ガス（※1）全体）

達成すべき目標：2030年度において、2013年度比で57.1%削減

野心的な目標：さらなる挑戦として、2013年度比で66%削減

②二酸化炭素排出量

達成すべき目標：2030年度において、2013年度比で62.6%削減

③エネルギー消費量

達成すべき目標：2030年度において、2013年度比で40.7%削減

④再生可能エネルギーの導入に関する目標

達成すべき目標：2030年度において、再生可能エネルギーを利用している
区民の割合（※2）50%

（※1）7ガス…地球温暖化対策の推進に関する法律で定める7種類の温室効果ガス

①二酸化炭素②メタン③一酸化二窒素④ハイドロフルオロカーボン類

⑤パーフルオロカーボン類⑥六ふっ化硫黄⑦三ふっ化窒素

（※2）「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」の有効回答者のうち、「再生可能エネルギーを利用している」と回答した人の割合

家庭部門の個別目標：2030年度において、

- ・家庭での1人当たりの二酸化炭素排出量を2013年度比で71%削減
- ・家庭での1人当たりのエネルギー消費量を2013年度比で45.1%削減

■清掃・リサイクル事業との関連

◇施策の柱Ⅰ 区民の取組み支援

施策Ⅰ－1 脱炭素型ライフスタイルへの転換促進

③ごみの発生抑制への支援

- ・「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する普及啓発
- ・ごみの発生抑制に関する普及啓発と取組み支援（資源回収の促進、区民主体の資源回収の支援、生ごみの減量促進）
- ・食品ロスの削減
- ・プラスチック使用製品の分別回収の検討

施策Ⅰ－3 環境教育・環境学習

②学校等における環境教育・環境学習

- ・ごみ減量やリサイクル促進に関する環境学習の実施

③環境意識の醸成

- ・清掃・リサイクル関連施設等を活用した普及啓発

進捗管理指標

指標	現状（2021年度）	2030年度の目標
区民1人1日あたりのごみ排出量	536g/人・日	482g/人・日 (2024年度※)
家庭系食品ロス排出量 (5年平均)	10,100t (2019年度)	7,700t

※2030年度の目標を定めていないため、区一般廃棄物処理基本計画における2024年度目標値としている。

◇施策の柱Ⅱ 事業者の取組み支援

施策Ⅱ－1 脱炭素型ビジネススタイルへの転換促進

③ごみの発生抑制への支援

- ・「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する普及啓発
- ・ごみの発生抑制、再利用の2Rに関する普及啓発
- ・食品ロスの削減
- ・事業系リサイクルシステムの利用促進
- ・せたがやエコフレンドリーショップ（食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組む小売店や飲食店で認証された店舗）の利用促進

◇施策の柱VI 区役所の率先行動

施策VI-3 職員による環境配慮行動の推進

②職員の行動推進

- ・「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」を通じたプラスチックごみの発生抑制等に関する行動推進

◇重点施策3【廃棄物】ごみ減量の推進

国や都では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の資源利用のあり方を見直し、気候変動問題や天然資源の枯渇などの環境問題にも対応するため、プラスチックをはじめとする廃棄物等の発生抑制、資源や製品等の再利用・再生利用などによる資源循環を更に促進しています。

世田谷区においても、2Rによるごみの減量を推進するとともに、取組みを行ってもなお排出される不用な「もの」について可能な限り資源としての有効活用を進めます。

●区民・事業者の2R（「リデュース」、「リユース」）行動の促進

区民・事業者に不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動への転換、マイバッグ利用やプラスチック包装の少ない商品の導入・選択などを働きかけます。また、更なる分別と排出ルールの徹底を図ることで、リサイクル可能な資源を有効活用し、限りある天然資源の循環に取り組みます。

●食品ロスの削減

「食品ロス削減推進計画」に基づき、フードドライブの実施やせたがやエコフレンドリーショップの登録店舗拡大など、食品ロス削減に向けた取組みを進めます。

●プラスチック使用製品の分別回収の検討

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえ、家庭から排出される使用済みプラスチック使用製品の分別収集・再商品化のあり方や、収集体制、中間処理施設の確保等について調査・検討を進めます。

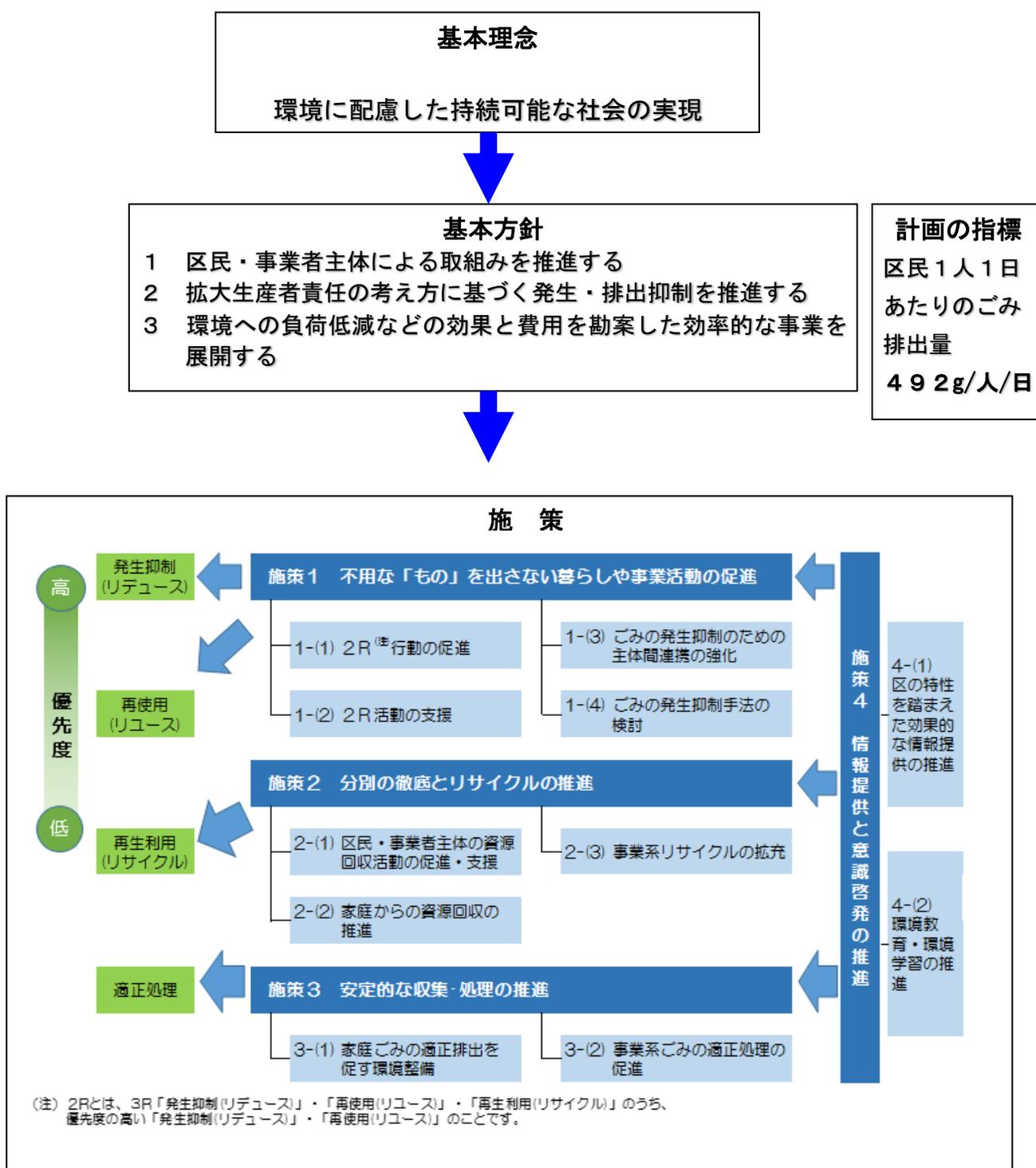
5 世田谷区一般廃棄物処理基本計画

(平成27年度／2015年度～令和6年度／2024年度)

世田谷区一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」に基づき、区市町村が策定する法定計画です。

前計画の改定時から5年を経て、令和2年度(2020年)に国の計画や区の上位計画並びに清掃・リサイクル審議会の提言などを踏まえて、これまでの3Rの推進から発生抑制『リデュース』と再使用『リユース』の2Rに重点を置いて全面的に見直しました。

■計画の構成



■計画の指標

指 標	基準値 ※2 (平成25年度 (2013))	目標値 ※3 (令和6年度 (2023年度))
区民1人1日あたりのごみ排出量 (g/人/日) ※1	579	492 平成25年度比約15%減量

※1 ごみ排出量=区ごみ収集量(可燃・不燃・粗大ごみ)(t)÷人口(人)÷365(日)(うるう年は366日)家庭ごみ排出量と区収集の事業系ごみ(事業系有料ごみ処理券貼付)の合計である。

※2 基準値=平成25年度(2013年度)区民1人1日あたりごみ排出量実績値

※3 目標値=目標年度までの推計値から、「未使用食品の廃棄抑制」「生ごみの水切り促進」「分別徹底等による古紙等資源回収」等の施策の実施により、さらに5%の減量をめざした数値

※本計画は中間見直しを行い、目標値を修正しています。次項参照。

6 世田谷区一般廃棄物処理基本計画 中間見直し（令和2年3月策定） （令和2年度／2020年度～令和6年度／2024年度）

■基本理念・基本方針

現在の計画の基本理念及び基本方針を継続します。

■施 策

循環型社会形成のため、四つの柱のもとに引き続き施策展開を図る。具体施策に、新たに主な取組みを追加し、推進します。また、既存の主な取組みについても充実を図ります。

■計画の指標

現計画の達成状況を踏まえ、目標値を修正

指 標	平成30年度（2018年度） 実績値	令和6年度（2023年度） 最終目標
区民1人1日あたり のごみ排出量 （g/人/日）※1	530	482

※1 ごみ排出量＝区ごみ収集量（可燃・不燃・粗大ごみ）（t）÷人口（人）÷365（日）（うるう年は366日）
家庭ごみ排出量と区収集の事業系ごみ（事業系有料ごみ処理券貼付）の合計である。

【目標値：平成30年度（2018年度）より区民1人1日あたり48gの減量！】



身近なものに例えると
毎日 たまご1個分の減
量だよ！

7 清掃・リサイクル事業推進体制

(1) 清掃事業の運営形態

都区制度改革の実現により、平成12年4月1日から区は清掃事業の実施主体となり、一般廃棄物の収集・運搬・処理・処分のすべての事務を行っています。

このうち、可燃・不燃・粗大ごみの中間処理及びし尿の処理、下水道投入については、23区が平成12年4月1日に設立した「東京二十三区清掃一部事務組合」により共同処理しています。

最終処分についての事業主体は区ですが、東京都へ委託し、東京都が設置・管理する新海面処分場・中央防波堤外側埋立処分場を使用しています。

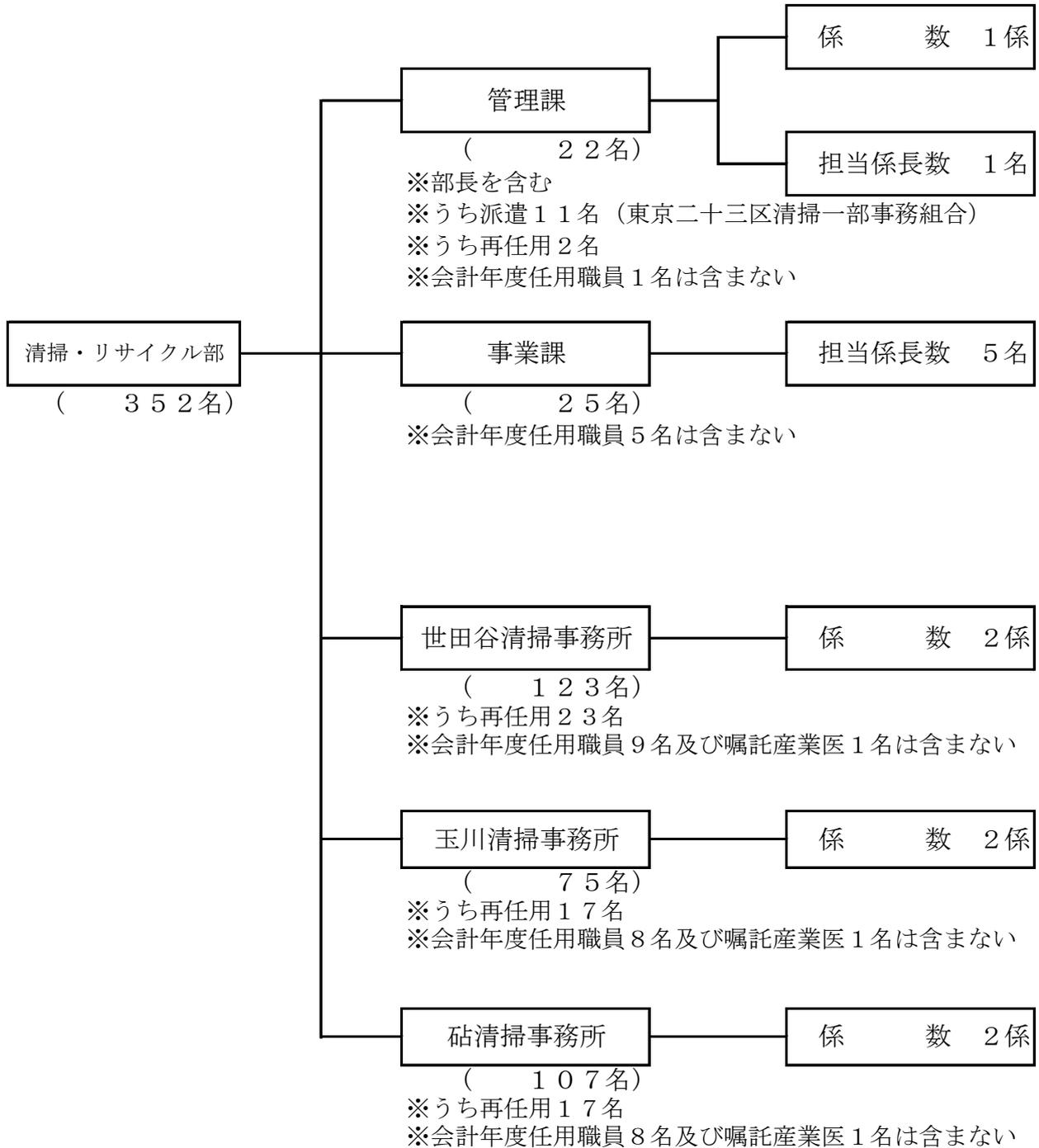
また、23区と東京二十三区清掃一部事務組合で「東京二十三区清掃協議会」を設置し、雇上車両関係事務を処理するとともに、平成25年4月からは、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可事務を処理し、これらに必要な連絡調整を図っています。

区・関係団体の役割分担

2 3 区			東 京 都
各 区	東京二十三区 清掃協議会	東京二十三区 清掃一部事務組合	
<ul style="list-style-type: none"> ●全般事項 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物条例の制定 ・一般廃棄物処理計画の策定 ・分別収集計画の策定 ・ごみの減量化、再生利用・資源化の推進 ・一般廃棄物処理業の許可及び指導 ・大規模排出事業者等に対する排出指導 ●収集・運搬 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ・し尿の収集・運搬・中継作業 ・容器包装廃棄物の分別収集 ●浄化槽 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置の届出及び指導 ・浄化槽清掃業の許可及び指導 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・動物死体の処理 (飼主等からの依頼分) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●全般事項 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業許可事務 (管理執行事務・連絡調整事務) ●収集・運搬 <ul style="list-style-type: none"> ・雇上車両関係事務 (管理執行事務・連絡調整事務) 	<ul style="list-style-type: none"> ●中間処理 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場等の整備・管理・運営 ・不燃・粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営 ・し尿投入施設の整備・管理・運営 <p>(上記3点には以下を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備計画の策定 ・建設、建替、プラント更新、改造 ・焼却灰、スラグ等の輸送 ・主灰のセメント原料化 ・清掃工場運営協議会の運営 ・発電、余熱利用 <ul style="list-style-type: none"> ・搬入調整 ・あわせ産廃の処理 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広域自治体としての取組み <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会づくりの推進 ・区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的援助 ●最終処分 <ul style="list-style-type: none"> ・新海面処分場の設置・管理・運営 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物に関する事務 ・一般廃棄物処理施設の届出及び許可・指導 <p style="text-align: right;">など</p>

(2) 清掃・リサイクル部組織図

(令和5年4月1日現在)



(3) 清掃・リサイクル審議会

廃棄物の減量及び適正処理に関する重要事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区清掃・リサイクル審議会を設置することとしています。

審議会委員は、学識経験者4名以内、区民8名以内、事業者5名以内の計17名以内によって構成され、委員の任期は2年です。(第8期審議会委員 学識経験者4名、区民委員6名、事業者3名)

令和4年度からは、国の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を受け、世田谷区におけるプラスチック資源循環施策のあり方等について調査審議するため、第8期審議会を設置しています。

[第 1 期]	平成12年5月1日～平成13年5月31日
[諮問事項]	諮問第1号 「ごみの早朝・夜間収集のあり方について」
	諮問年月日 平成12年7月19日
	答申年月日 平成13年5月22日
[第 2 期]	平成13年6月1日～平成15年5月31日
[諮問事項]	諮問第2号 「生ごみの減量・リサイクルの方策について」
	諮問年月日 平成13年8月31日
	答申年月日 平成15年3月28日
[第 3 期]	平成15年6月1日～平成17年5月31日
[諮問事項]	諮問第3号 「世田谷区における循環型社会形成実現に向けて」
	諮問年月日 平成15年11月4日
	答申年月日 平成16年12月6日
[第 4 期]	平成17年6月1日～平成19年5月31日
[諮問事項]	諮問第4号 「今後のごみ・資源の収集形態のあり方について」
	諮問年月日 平成17年7月20日
	答申年月日 平成18年12月4日
[第 5 期]	平成19年10月1日～平成21年9月30日
[諮問事項]	諮問第5号 「更なるごみの減量化に向けた取り組みについて」
	諮問年月日 平成19年10月22日
	答申年月日 平成21年9月3日
[第 6 期]	平成21年10月1日～平成23年9月30日
[諮問事項]	諮問第6号 「世田谷らしい3R施策について」
	諮問年月日 平成22年5月31日
	答申年月日 平成23年9月9日
[第 7 期]	平成24年10月1日～平成26年9月30日
[諮問事項]	諮問第7号 「世田谷らしい更なるごみ減量施策について」
	諮問年月日 平成25年3月12日
	答申年月日 平成26年8月25日
[第 8 期]	令和4年6月1日～令和6年5月31日
[諮問事項]	諮問第8号 「世田谷区におけるプラスチック資源循環施策について」
	諮問年月日 令和4年8月1日
	答申年月日 令和5年6月2日

(4) 車両

[決算額]

(単位：千円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
57,279	56,281	55,782	57,169	55,707

*令和4年度は、見込み額。

清掃事業に使用する車両は、容積・用途別に分類されます。ごみ収集車両は、大型、中型、小型、狭小路地用の軽小型の4種類があり、し尿収集車は、小型、軽小型の2種類があります。

形態は、直営と雇上に区分されます。直営とは、区（清掃事務所）の保有する車両で運転手も区の職員で、雇上とは、民間業者から運転手付きで借り上げた車両をいいます。

また、ごみ収集による環境負荷を低減するため、低公害ディーゼル車を導入しています。なお、平成24年度に導入した電動架装車両については、耐用年数経過のため令和2年8月に売却しました。

[区（清掃事務所）が保有する車両台数]

(単位：台)

車種	ディーゼル	ガソリン	計
小型プレス車(2t)	19	0	19
連絡車・指導車	0	11	11
軽自動車	0	43	43
合計	19	54	73

*令和5年3月末現在（環境学習用車両1台を除く）



小型プレス車

(5) 労働安全衛生対策

[決算額]

(単位：千円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
10,655	10,194	11,945	10,320	12,725

* 令和 4 年度は、見込み額。

[年度別公務災害発生件数]

(単位：件)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
20 (3)	13 (1)	15 (0)	15 (3)	21 (2)

* 件数には、公務災害認定申請中も含む。発生件数の内、() の中は通勤災害の件数。

区は公務災害の発生防止に向けて、「清掃事業における労働安全衛生管理の指針」を策定し、次のような安全衛生意識の高揚や公務災害・事故防止運動等の労働安全衛生対策を計画的に実施しています。

[労働安全衛生対策実施項目]

安全作業手順の整備及び徹底、保護具の適正着用、公務災害の発生防止対策、作業環境管理の推進、交通事故対策の推進、健康管理・職場環境管理の推進、労働安全衛生運動の実施

[令和 4 年度 安全衛生関係年間実績]

	行 事	概 要
4 月	春の交通安全運動	6 日～15 日 懸垂幕等掲示、ワッペン等着用、講習会開催等
5 月 6 月	禁煙週間 清掃技能系職員健康診断 (10 月末まで随時実施) 安全衛生連絡会 (第 1 回)	5 月 31 日～6 月 6 日 ポスターの掲示等 定期一次健診、定期二次健診(該当者のみ)、 粉じん業務従事職員健診、肺がん健診、(以下希望制) 消化器健診、大腸がん検査、前立腺がん検査、情報機器作業従事職員健診 6 月 17 日
7 月 8 月 9 月	安全運動月間 熱中症予防強化期間	7 月 1 日～7 月 31 日 管理監督者等の巡回、ワッペン等着用、懸垂幕等掲示、講習会開催、安全作業手順の徹底 7 月 1 日～9 月 30 日 ポスターの掲示、全職員へのチラシの配布等

9月	秋の交通安全運動 安全衛生連絡会（第2回）	9月21日～9月30日 懸垂幕等掲示、ワッペン等着用、講習会開催 9月30日（書面開催）
10月	労働衛生週間	1日～7日 所内環境管理、保護具・救急薬品の点検、懸垂幕等掲示、講習会開催（新型コロナウイルス感染症の影響により時期を変更して実施）
11月	腰痛予防強調月間	1日～30日 講習会開催（新型コロナウイルス感染症の影響により中止した清掃事務所あり）、予防体操の普及、小型懸垂幕の掲示、安全作業手順の徹底
12月 1月	年末年始期間の安全作業	12月24日～1月10日 安全作業手順の徹底、車両架装の点検、交通安全対策、安全パトロールの実施、保護具の完全着用、懸垂幕等掲示、ワッペン等着用、健康管理推進等
2月	ねんご・転倒事故防止月間 安全衛生連絡会（第3回）	1日～28日 職場環境の安全点検、懸垂幕等の掲示 2月3日（書面開催）
3月	部労働安全衛生管理の指針策定、各清掃事務所労働安全衛生計画の策定	各清掃事務所で取り組む作業管理・作業環境管理・健康管理の計画の基となる指針を部で策定

[直営車両事故及び作業事故の年度別事故発生件数] (単位:件)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
車両事故	7(2)	4(3)	6(4)	4(2)	3(0)
作業事故	2(1)	2(1)	0	1(1)	1(0)

* 令和5年3月末までに委員会報告した事故の年度別発生件数。
発生件数の内、()の中は区の損害賠償責任が確定した件数。

[直営車両以外の年度別事故発生件数] (単位:件)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
車両事故	101	100	88	60	76

* 令和5年3月末現在。もらい事故（過失割合0）も含む。